

松 高 第 4 7 6 号
平成 2 2 年 8 月 5 日

指定居宅介護（介護予防）支援事業所 管理者様
指定居宅介護（介護予防）サービス事業所 管理者様

高 齢 介 護 課 長

介護予防訪問介護の援助時間の取扱いについて（通知）

平素は、本市介護保険事業にご協力頂き誠にありがとうございます。
標記の件につき各事業所におけるばらつきを避ける為、下記の通りの取扱いとしますの
でご通知致します。

記

介護予防訪問介護の定額制報酬の考え方より以下の内容は不適切と考える。

- ・ 事業所によってヘルパーの援助時間が違う。「1時間しか援助できない」
- ・ 5週目は援助中止する。
- ・ 身体介護ができない。
- ・

大阪府の通知文書（平成18年老老発第0317001号）より1回あたりのサービス提供時間については、介護予防サービス計画において設定された目標等を勘案し、必要な程度の量を介護予防訪問介護事業所が作成する介護予防訪問介護計画に位置付けることとし、松原市としても同様の見解と致します。また、ご質問等がございましたら下記までご連絡下さい、ご多忙中と存知ますが今後とも宜しくお願い申し上げます。

松原市役所健康部高齢介護課 認定係
担当：恩地・木村
Ter：072-334-1550（内線2253）
E-mail:kaigo@city.matsubara.osaka.jp